

東大阪市指令保健所 第 98 号

# 検査確認済証

氏名（名称） 株式会社 ら・しーく

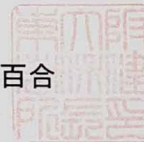
施設の名称 ら・しーく

施設の所在地 東大阪市若江南町3丁目6番20号

クリーニング業法第3条第2項及び第3項に規定する基準に適合していることを確認する。

平成 15年 2月 3日  
(令和元年9月18日記載事項変更により書換え)

東大阪市保健所長 松本 小百合



( 06-60054 )

2020年3月吉日

お客様各位

「貸おしぼりの衛生確保について」

(昭和57年11月16日環視第157号 厚生省環境衛生局長通知)において

おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準

#### 第一 目的

この指導基準は、おしぼりを使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行うクリーニング業の営業者におしぼりの適正な処理等を行わせるために定めたものであること。

洗濯工程中に消毒効果のある塩素剤を使用する方法

【ア】貴社洗濯工程では適量の洗剤を使用し、60℃以上の温湯中で10分間以上本洗を行い、脱水後、濯ぎ及び塩素剤添加による消毒を行っております

【イ】濯ぎは、清浄な水により4回以上(各3分間以上)行い、各回ごとに脱水を行っております。

【ウ】塩素剤添加による消毒は、さらし粉又は次亜塩素酸ナトリウムを使用し、すすぎ2回目以降に添加し、遊離塩素250ppm以上となるようにして行うこと。

洗濯工程

1.予洗 5分 40℃ 洗剤使用 →脱水

【ア】 2.本洗 15分 80℃以上 洗剤/次亜塩素酸ナトリウム使用 →脱水

【イ・ウ】 3.濯ぎ 3分×4回(濯ぎ4回目 次亜塩素酸ナトリウム使用) →各脱水

上記洗濯工程(処理基準等)を弊社で行っていることをここに証明致します。

株式会社ら・しーく  
松本竜裕

ニックス株式会社  
金 泰平